

青森県住教育学習指針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の豊かな住生活の実現に向けて県民一人ひとりのリビングリテラシー(住宅や住まい方に関する基礎的な知識や判断能力)を向上させることを目的として、学校における住教育及び一般県民に対する住情報提供等に関するガイドラインである青森県住教育学習指針を策定するため、必要な取組みその他の事項を検討する青森県住教育学習指針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 青森県住教育学習指針に関すること。
- (2) 学校における住教育学習の実施内容に関すること。
- (3) 一般県民に対する住情報提供の取組内容に関すること。
- (4) その他、県民のリビングリテラシーの向上に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる事項の検討にあたっては、別途設置されている住教育検討ワーキンググループの提案、意見等を考慮するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、県土整備部建築住宅課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行し、平成30年3月31日をもって廃止する。

別表

青森県住教育学習指針等検討委員会 名簿

所 属	職 名	氏 名
委員長 八戸工業大学	副学長	橋本 都
副委員長 弘前大学大学院 地域社会研究科	教授	北原 啓司
八戸工業高等専門学校 産業システム工学科	准教授	馬渡 龍
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 建築研究本部北方建築総合研究所	地域研究部 研究主任	馬場 麻衣
公益社団法人日本建築家協会東北支部 (蟻塚学建築設計事務所)	(代表)	蟻塚 学
住教育検討ワーキンググループ (青森県総合学校教育センター)	座長 (指導主事)	木村 紀子